

# 膠原病・リウマチ疾患と指定難病

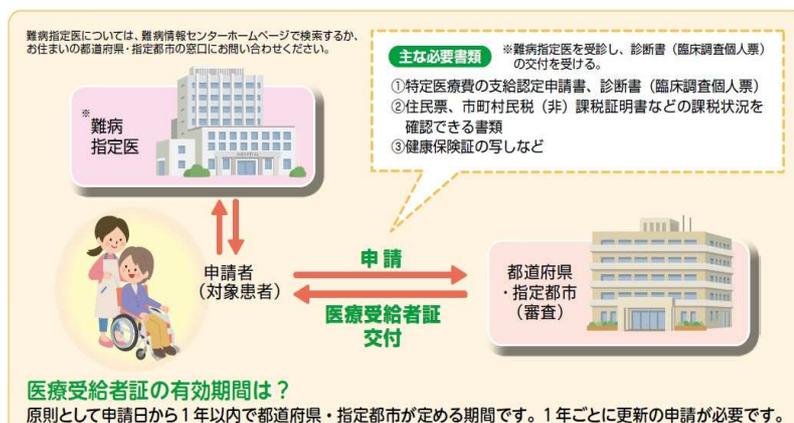
膠原病・リウマチ内科では、厚生労働省が指定する「指定難病」を診療する機会が多いです。

「指定難病」の方は、頻回の通院や入退院が必要なこともあり「医療費助成制度」で経済的にサポートを受けられます。

## 《申請の流れ》

以下のものをご用意ください

- 特定医療費の支給認定申請書
- 診断書（臨床個人調査票）
- 保険証
- 住民票
- 市町村民税(非)課税証明書



・診断書（臨床個人調査票）を希望する場合は、2階の文書窓口で指定難病名をお伝えいただくと次回外来までに主治医が作成します。

・申請場所は、神戸市に在住の場合は区役所保健福祉課になります。

## 《自己負担額の上限》

### ○ 医療費助成における自己負担上限額(月額)

(単位:円)

階層区分	階層区分の基準 ( )内の数字は、夫婦2人世帯の場合における年収の目安		自己負担上限額(外来+入院)(患者負担割合:2割)		
			一般	高額かつ長期*	人工呼吸器等装着者
生活保護	—		0	0	0
低所得Ⅰ	市町村民税非課税(世帯)	本人年収～80万円	2,500	2,500	1,000
低所得Ⅱ		本人年収80万円超～	5,000	5,000	
一般所得Ⅰ	市町村民税課税以上7.1万円未満(約160万円～約370万円)		10,000	5,000	1,000
一般所得Ⅱ	市町村民税7.1万円以上25.1万円未満(約370万円～約810万円)		20,000	10,000	
上位所得	市町村民税25.1万円以上(約810万円～)		30,000	20,000	
入院時の食費			全額自己負担		

※「高額かつ長期」とは、月ごとの医療費総額が5万円を超える月が年間6回以上ある者(例えば医療保険の2割負担の場合、医療費の自己負担が1万円を超える月が年間6回以上)。

## ワンポイントアドバイス!

・診断書（臨床個人調査票）は、当日に作成が難しいことが多いので前もってご相談ください。

・医療費助成制度は、区役所窓口で申請書類を受理した日から適応されます。さかのぼって申請は出来ませんのでご注意ください。

・申請から医療受給者証が交付まで約3か月程度かかります。

・有効期限があり、毎年更新が必要になります。

# 膠原病・リウマチ疾患の指定難病

当科で難病申請をすることが多い疾患です。

疾患名
高安動脈炎
巨細胞性動脈炎
結節性多発動脈炎
顕微鏡的多発血管炎
多発血管炎性肉芽腫症
好酸球性多発血管炎性肉芽腫症
悪性関節リウマチ
原発性抗リン脂質抗体症候群
全身性エリテマトーデス
皮膚筋炎/多発性筋炎
全身性強皮症
混合性組織結合病
シェーグレン症候群
成人スチル病
再発性多発軟骨炎
ベーチェット病
紫斑病性腎炎
強直性脊椎炎
家族性地中海熱
IgG4関連疾患